

# 参 考

# 参考-1 主要交通安全施策年表

年月日	主 要 施 策
昭和30. 5.20	内閣に交通事故防止対策本部を設置
35.12.16	内閣の交通事故防止対策本部を解消 総理府に交通対策本部を設置
36. 8. 9	「都道府県交通対策協議会等の設置について」を交通対策本部決定
40. 5.19	総理府に陸上交通安全調査室を設置
40.10.14	「時差通勤通学対策について」を交通対策本部決定
42. 2.13	「学童園児の交通事故防止の徹底に関する当面の具体的対策について」を交通対策本部決定
42. 4. 6	「踏切事故防止対策強化について」を交通対策本部決定
42. 4.17	「トンネル等における自動車の火災事故防止に関する具体的対策について」を交通対策本部決定
44. 5. 8	「ドライブイン等における酒類提供の抑制について」を交通対策本部決定
44. 6.19	「高速自動車国道における交通安全対策の強化について」を交通対策本部決定
45. 4.16	「こどもの遊び場確保のための当面の措置についての申し合わせ」を交通対策本部申合せ
45. 6. 1	「飲酒運転の追放について」を交通対策本部決定
45. 8.14	「こどもの遊び場確保のための車両の通行禁止規制についての申し合わせ」を関係省庁申合せ
45. 9.14	「東京都の都心部等における交通規制の強化と輸送体系の整備等について」を交通対策本部決定
46. 3.30	「第1次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
47. 4. 5	「幼児の交通安全対策について」を中央交通安全対策会議決定
47. 9.28	「行楽・観光地に通ずる山間地の道路における交通事故防止対策について」を関係省庁申合せ
47.11.10	「大型貨物自動車に係る交通事故の防止対策について」を関係省庁申合せ
48. 5. 5	「『幼児交通安全教本』について」を中央交通安全対策会議決定
48. 7.25	「自転車の安全な利用のための道路交通環境の整備等について」を関係省庁申合せ
49. 3. 6	「名古屋地域における時差通勤通学対策について」を交通対策本部決定
50. 1.21	「レジャー施設への送迎用バスに係る交通事故の防止対策について」を関係省庁申合せ
51. 3. 3	「福岡地域における時差通勤通学対策について」を交通対策本部決定
51. 3.30	「第2次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
52. 7.30	「道路又は鉄道への落石等による交通事故の防止対策について」を関係省庁申合せ
53. 1.23	「自転車駐車対策の推進について」を交通対策本部決定
53. 7. 4	「自転車駐車対策推進計画の策定について」を総理府通達
54. 7.25	「トンネルにおける自動車の火災事故防止等に関する当面の措置について」を関係省庁申合せ
54.12.20	「トンネル等における自動車の火災事故防止対策について」を交通対策本部決定
55. 9.24	「暴走族に対する総合対策の推進について」を暴走族緊急対策関係省庁会議申合せ
56. 3.31	「第3次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
56. 8.29	「過積載による違法運行の防止に関する当面の対策について」を関係省庁申合せ
58. 5.20	「仙台地域における時差通勤通学対策について」を交通対策本部決定
59. 2.13	「過積載防止対策連絡会議の設置等について」を総理府通達
60. 1.31	「レジャー客輸送バスに係る交通事故の防止対策について」を関係省庁申合せ
60. 7. 1	「シートベルト着用の徹底を図るための対策について」を交通対策本部決定
60. 7.25	「シートベルト着用徹底のための諸活動の推進について」をシートベルト着用推進会議決定
61. 3.19	「ダンブカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」を関係省庁申合せ
61. 3.28	「第4次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
63. 7.28	「大都市における道路交通円滑化対策について」を交通対策本部決定
63. 9. 9	「高齢者の交通安全総合対策について」を交通対策本部決定
63. 9.27	「高齢者交通安全対策推進会議の設置について」を交通対策本部長決定
平成元. 7.11	「二輪車の事故防止に関する総合対策について」を交通対策本部決定（「バイクの日（8月19日）」を制定）
元. 8.15	「二輪車交通安全対策推進会議の設置について」を交通対策本部長決定
2. 2.13	「高齢者交通安全教育指導指針」を高齢者交通安全対策推進会議決定
2. 5.28	「大都市における駐車対策の推進について」を交通対策本部申合せ
3. 3.12	「第5次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
4. 9.10	「今後の高齢者の交通安全対策の推進について」を高齢者交通安全対策推進会議決定
6. 4. 8	「過積載による違法運行の防止対策について」を関係省庁申合せ
7. 3.23	「広島地域における時差通勤通学対策について」を交通対策本部幹事申合せ
8. 3.12	「第6次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
11.10.21	「チャイルドシート着用の徹底を図るための対策について」を交通対策本部決定 「シートベルト・チャイルドシート着用推進会議の設置について」を交通対策本部長決定 「中央交通安全対策会議の対策推進機能の強化について」を中央交通安全対策会議決定
12.12.26	「暴走族対策の強化について」を暴走族対策関係省庁担当課長等会議申合せ
13. 2. 5	「時差通勤通学推進計画」を交通対策本部長決定
13. 3.16	「第7次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
13. 4.19	「踏切事故防止総合対策について」を交通対策本部決定
15. 3.27	「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」を交通対策本部決定
18. 3.14	「第8次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
18. 9.15	「飲酒運転の根絶について」を交通対策本部決定
19. 7.10	「飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について」を交通対策本部決定 「自転車の安全利用の促進について」を交通対策本部決定 「後部座席シートベルトの着用の徹底を図るための対策について」を交通対策本部決定
20. 1.11	「『交通事故死ゼロを目指す日』の実施について」を交通対策本部決定
23. 3.31	「第9次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
28. 3.11	「第10次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
28.11.24	「高齢運転者の交通事故防止対策の推進について」を交通対策本部決定
28.11.24	「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチームの設置について」を交通対策本部長決定
29. 7. 7	「高齢運転者による交通事故防止対策について」を交通対策本部決定
令和元. 6.18	「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を昨今の事故情勢を踏まえた関係閣僚会議決定
3. 3.29	「第11次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定
3. 8. 4	「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」を交通安全対策に関する関係閣僚会議決定
4.11. 1	「自転車の安全利用の促進について」を交通対策本部決定
8. 3.27	「第12次交通安全基本計画」を中央交通安全対策会議決定

## 参考-2 海外の交通事故発生状況

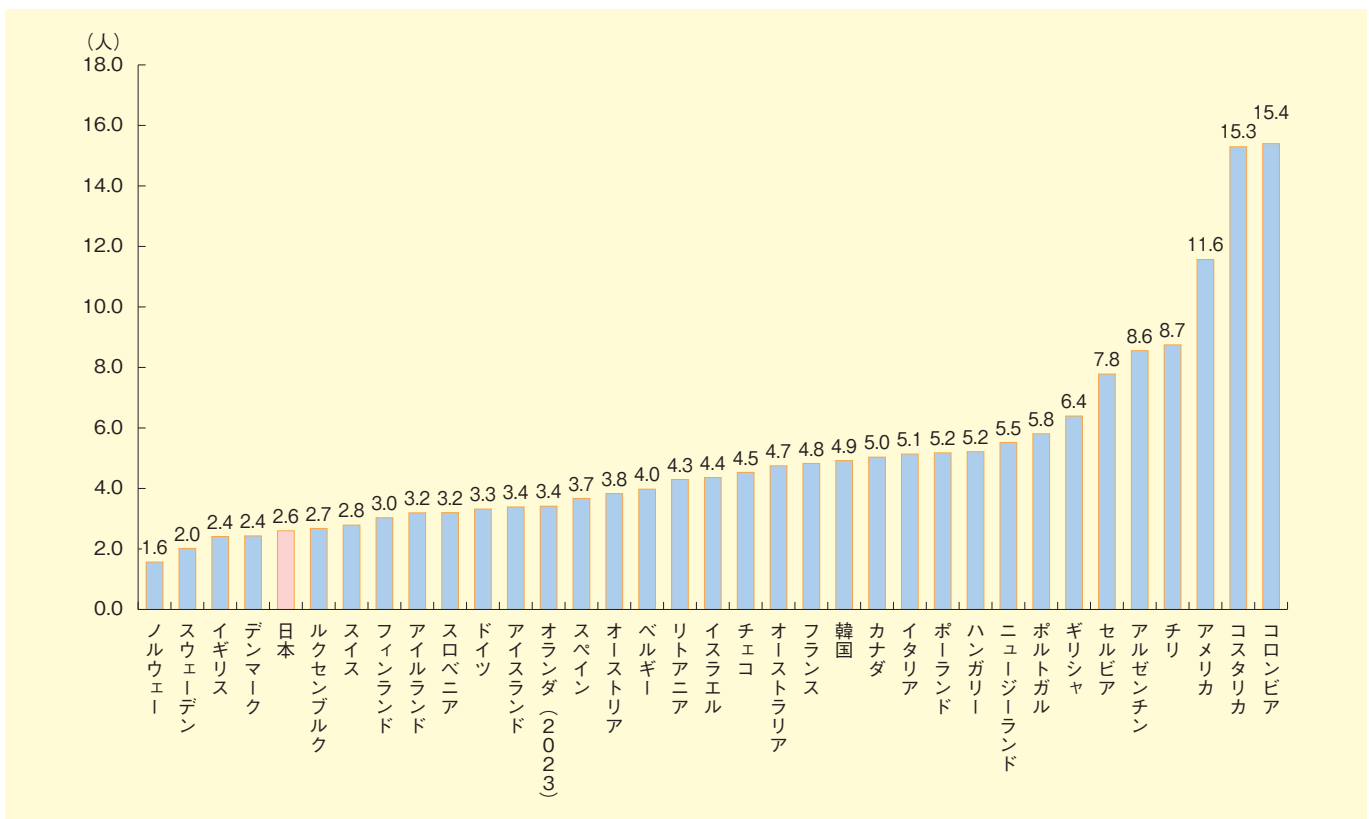
### 1 概況

国際道路交通事故データベース（IRTAD）がデータを有する35か国について、人口10万人当たりの交通事故死者数（第1図）を比較すると、我が国は2.6人であり、5番目に少ない。

第1図の上位5か国及びG7各国（ノルウェー、スウェーデン、イギリス、デンマーク、日本、ド

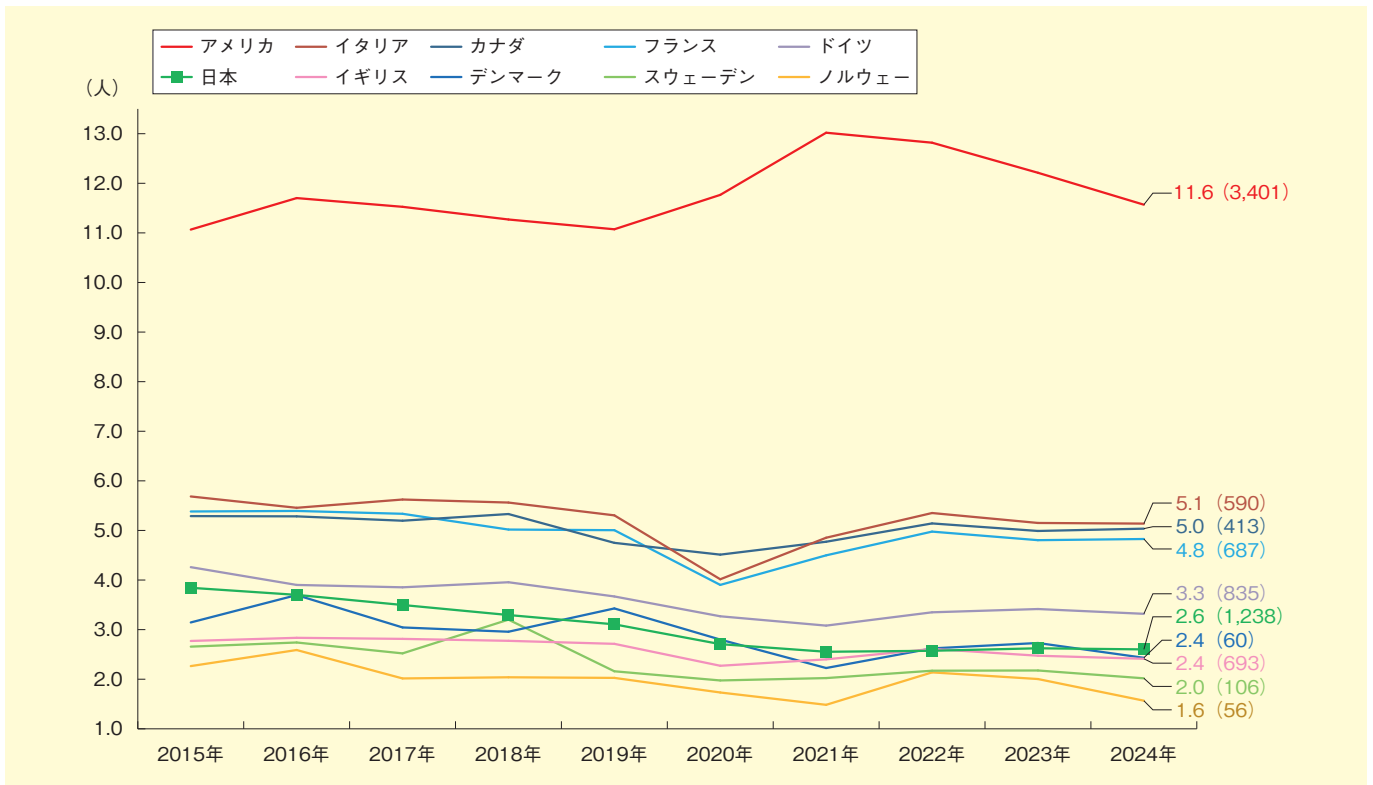
イツ、フランス、カナダ、イタリア及びアメリカ）の人口10万人当たりの交通事故死者数（第2図）の推移を比較すると、2015年から2024年にかけて、アメリカは他国と比べて大きな値で推移しているが、アメリカを除いた各国は長期的に減少傾向にある。

▶第1図 人口10万人当たりの交通事故死者数（2024年）



- 注 1 IRTAD資料による。  
 2 死者数の定義は事故発生後30日以内の死者である。以下、第5図まで同じ。  
 3 IRTADがデータを有する35か国の人口10万人当たりの交通事故死者数を左から小さい順に記載。

▶第2図 交通事故死者数上位国及びG7各国の人口10万人当たりの交通事故死者数の推移（2015年～2024年）



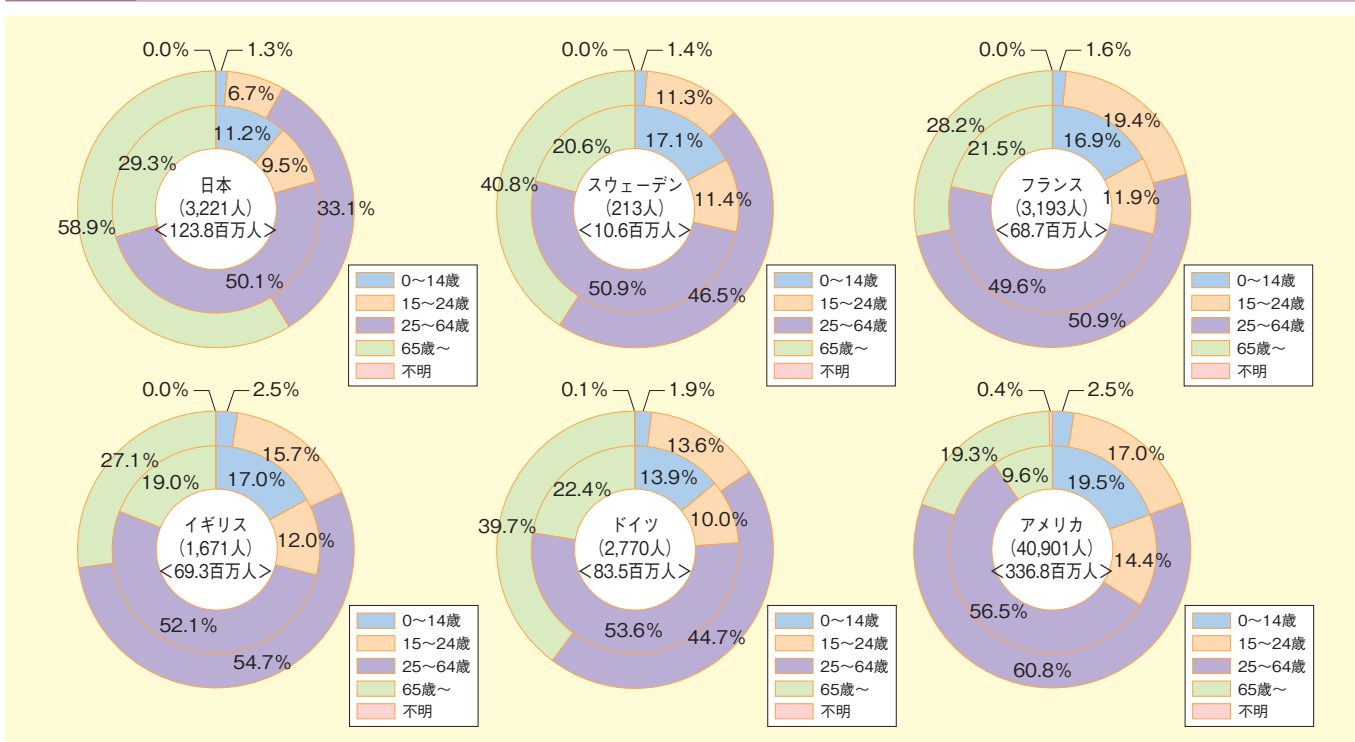
注 1 IRTAD資料による。  
 2 ( ) 内は人口であり、単位は10万人である。ただし、日本の人口は総務省統計資料「人口推計」（各年10月1日現在（補間補正を行っていないもの。ただし、国勢調査実施年は国勢調査人口による。)) による。

## 2 年齢層別交通事故死者数の状況

我が国と主な欧米諸国の年齢層別交通事故死者数の構成率と年齢層別人口構成率（第3図）をみると、0～14歳の年齢層については、いずれの国でも、交通事故死者数の構成率（1.3%～2.5%）

は人口構成率（11.2%～19.5%）と比較して約10ポイント以上低い。我が国は、65歳以上の年齢層交通事故死者数の構成率（58.9%）は人口構成率（29.3%）と比較して約30ポイント高く、他国と比べて差が大きい。

▶第3図 我が国と主な欧米諸国の年齢層別交通事故死者数の構成率と年齢層別人口構成率（2024年）



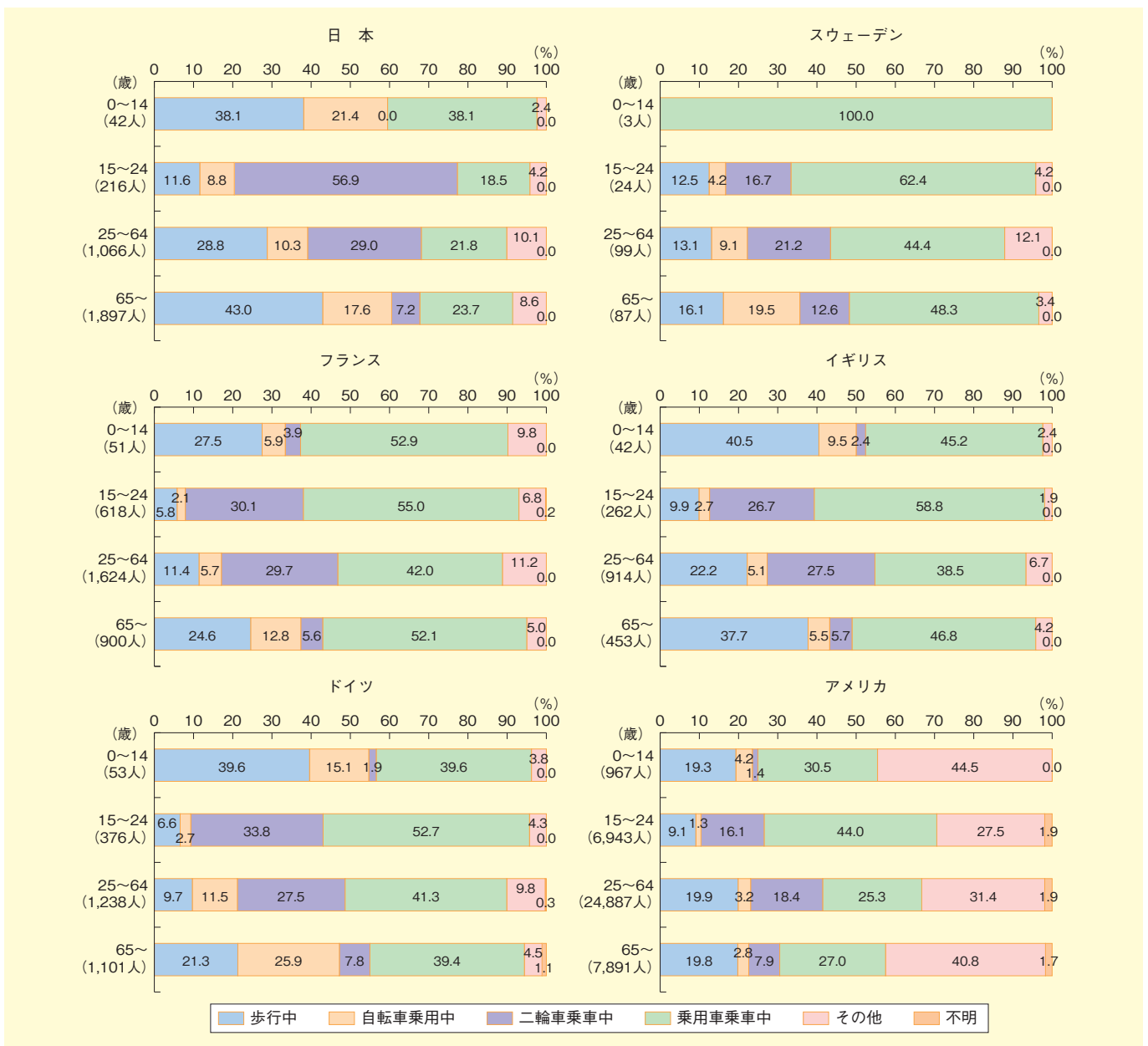
- 注 1 IRTAD, OECD資料による。  
 2 外円は交通事故死者数、内円は人口の構成率 (%)。  
 3 アメリカの交通事故死者数と人口は2023年のものである。  
 4 ( ) 内は交通事故死者数であり、< > 内は人口である。

### 3 年齢層別・状態別交通事故死者数の状況

我が国と主な欧米諸国の年齢層別・状態別交通事故死者数の構成率（第4図）をみると、0～14歳の年齢層については、我が国は歩行中の死者数の構成率が約4割であり、イギリス、ドイツも同様である。15～24歳の年齢層については、我が国の二輪車乗車中の死者数の構成率が他国と比較し

て高い。25～64歳の年齢層については、我が国の乗用車乗車中の死者数の構成率は他国と比較すると低い一方、歩行中は他国より高い。65歳以上の年齢層については、我が国の歩行中と自転車乗用中を合わせた死者数の構成率は6割を超えており、他国と比較して高い。

▶第4図 我が国と主な欧米諸国の年齢層別・状態別交通事故死者数の構成率（2024年）



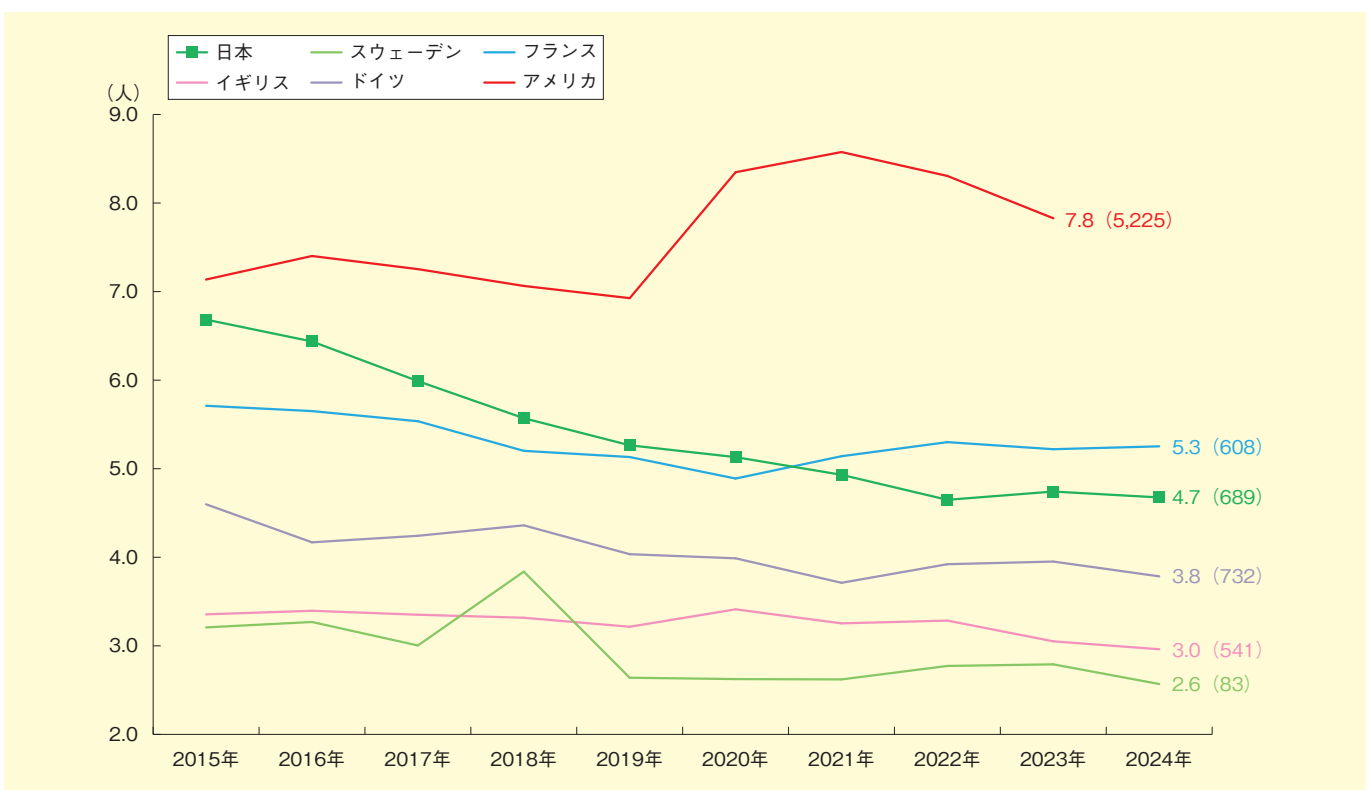
注 1 IRTAD資料による。  
 2 アメリカの交通事故死者数は2023年のもの。  
 3 ( ) 内は交通事故死者数である。

#### 4 自動車走行10億キロメートル当たり交通事故死者数の状況

我が国と主な欧米諸国の自動車走行10億キロメートル当たり交通事故死者数の推移（第5図）のうち、2023年の死者数をみると、小さい順にス

ウェーデン、イギリス、ドイツ、日本、フランス、アメリカの順となっている。また、推移をみると、2015年と2023年を比較して、我が国の減少幅が最も大きい。

第5図 我が国と主な欧米諸国の自動車走行10億キロメートル当たり交通事故死者数の推移（2015年～2024年）



- 注 1 IRTAD資料による。2024年の日本の自動車走行キロは国土交通省統計資料「自動車燃料消費量統計年報（令和6年度分）」による。  
 2 イギリスはグレートブリテンのみ。  
 3 アメリカの交通事故死者数は2023年までのもの。  
 4 ( )内は自動車走行キロであり、単位は10億kmである。

## 参考-3 道路交通事故交通統計24時間死者、30日以内死者及び30日死者の状況の比較

警察庁では、交通事故死者数について交通事故発生後24時間以内に死亡した者（24時間死者）の数を集計しているが、国際的な比較を行うため、交通事故発生から30日以内に死亡する者（30日以内死者）の統計が必要となったことから、平成5年からは、24時間死者に交通事故発生から24時間経過後30日以内に死亡した者（30日死者）を加えた「30日以内死者」の集計を行っている。

た。30日以内死者数に占める24時間死者数の割合をみると、近年は、横ばいで推移している（第1表）。

令和7年の30日以内死者数を交通事故発生から死亡までの経過日数別（発生日を初日とし計算）にみると、交通事故発生から24時間以内に死亡した者が全体の82.5%（2,547人）を占めている。その後は、5日以内で全体の約9割を占め（2,769人、累積構成率89.6%）、10日以内で累積構成率は94.3%（2,913人）に達している（第1図）。

### 1 24時間死者数と30日以内死者数の比較

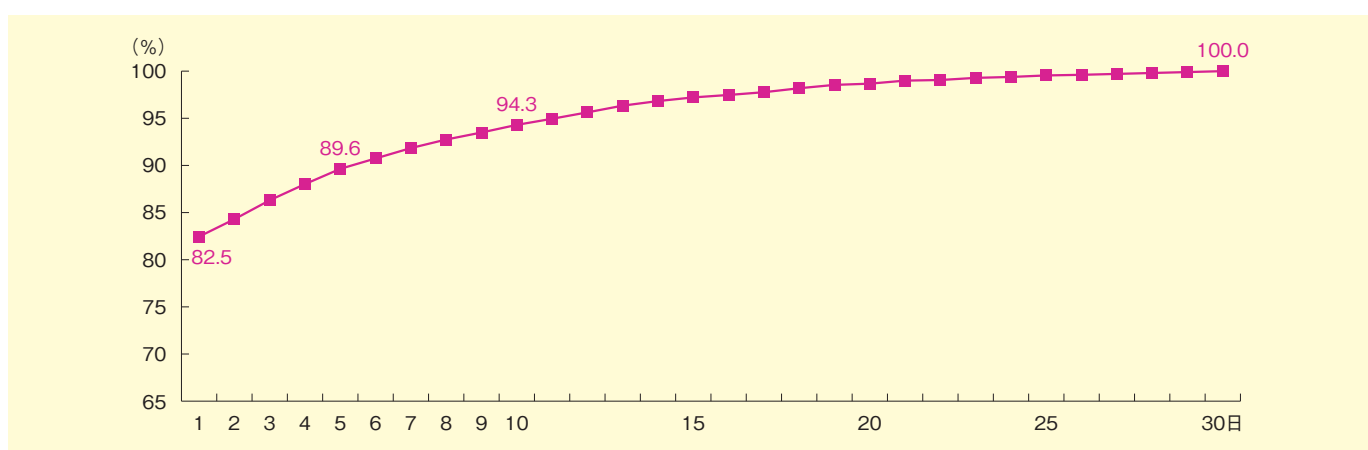
令和7年の30日以内死者数は、前年より減少し

▶第1表 24時間死者と30日以内死者の推移

	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
24時間死者 (A)	3,904	3,694	3,532	3,215	2,839	2,636	2,610	2,678	2,663	2,547
30日以内死者 (B)	4,698	4,431	4,166	3,920	3,416	3,205	3,216	3,263	3,221	3,089
差 数	794	737	634	705	577	569	606	585	558	542
(A)/(B)	83.1%	83.4%	84.8%	82.0%	83.1%	82.2%	81.2%	82.1%	82.7%	82.5%

注 警察庁資料による。

▶第1図 事故発生後の経過日数別30日以内死者累積構成率（令和7年）



注 警察庁資料による。

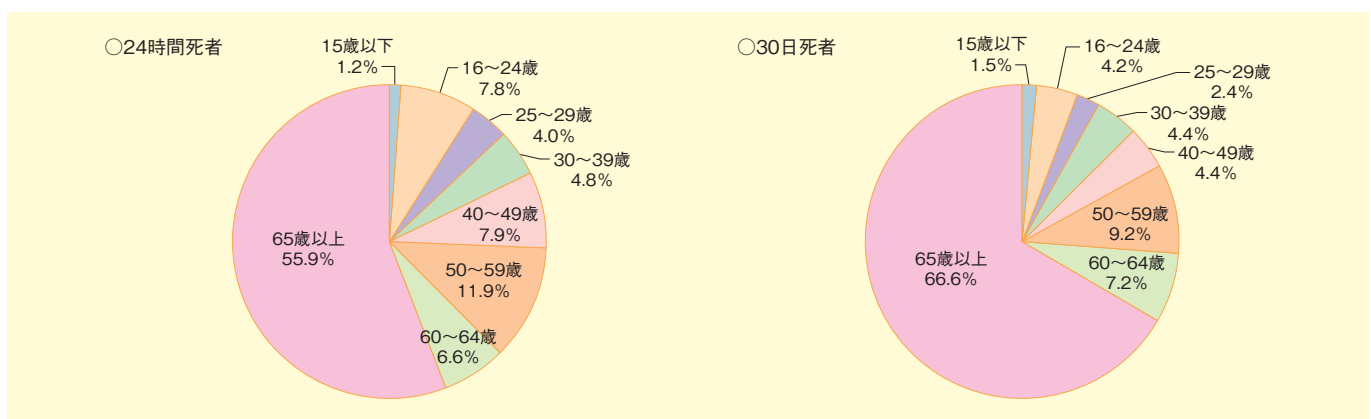
## 2 30日死者数の特徴

### (1)年齢層別の状況と特徴

令和7年の30日死者の年齢層別構成率についてみると、65歳以上の占める割合が24時間死者に比べより高い割合を示している（第2図）。

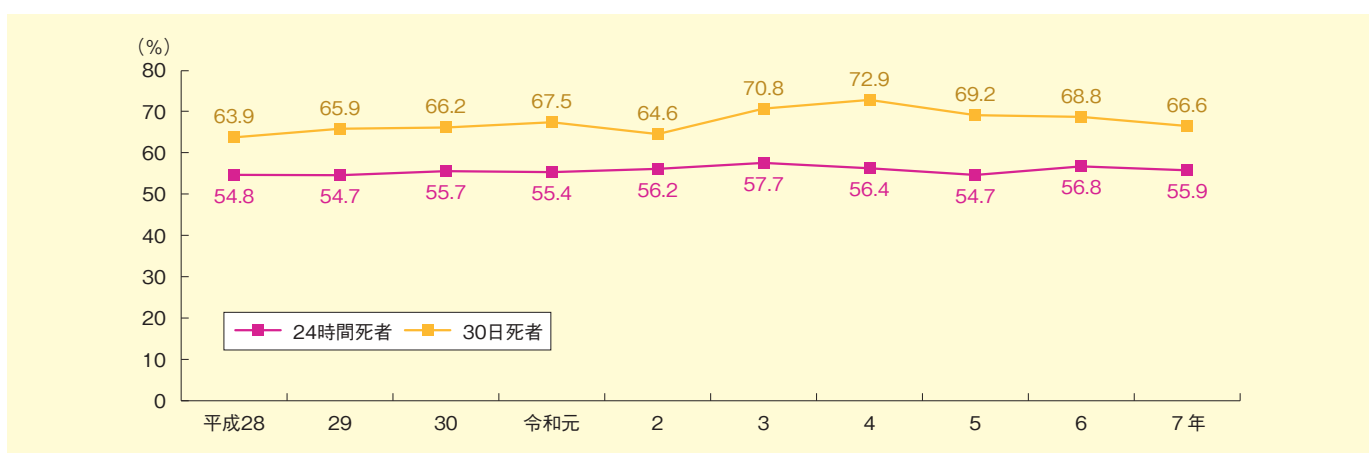
また、65歳以上の死者数の構成率について、平成28年から令和7年までの推移をみると、30日死者は、一貫して24時間死者に比べて高い割合を示している（第3図）。

▶第2図 年齢層別死者数の構成率（令和7年）



注 警察庁資料による。

▶第3図 死者数（65歳以上）の構成率の推移（平成28年～令和7年）



注 警察庁資料による。

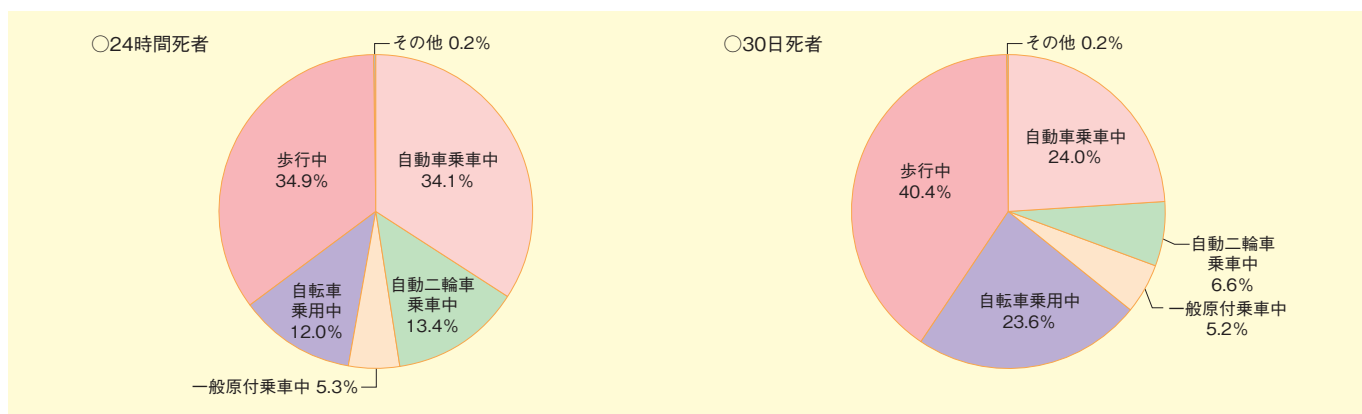
## (2)状態別の状況と特徴

令和7年の30日死者の状態別構成率についてみると、自転車乗用中の占める割合が24時間死者に比べ高い割合を示している。一方、自動車乗車中の占める割合は24時間死者に比べ低い割合を示している（第4図、第2表）。

また、自動車乗車中及び自転車乗用中の死者数

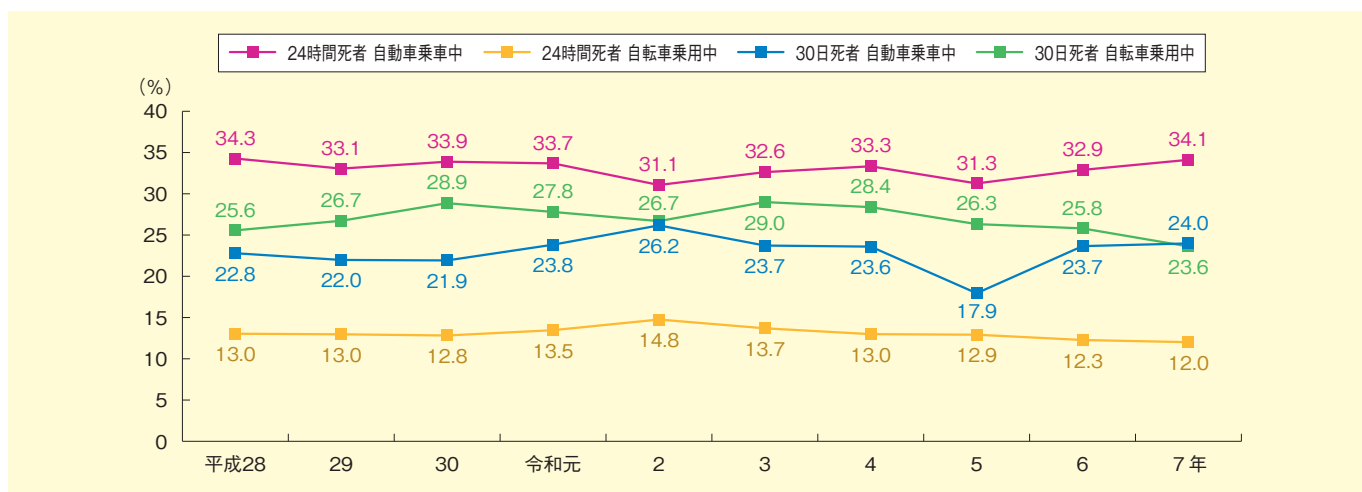
の構成率について、平成28年から令和7年までの推移をみると、自転車乗用中については、24時間死者に比べ30日死者が一貫して高い割合を示し、自動車乗車中については24時間死者に比べ、30日死者が一貫して低い割合を示している（第5図）。

▶第4図 状態別死者数の構成率（令和7年）



注 警察庁資料による。

▶第5図 状態別（自動車乗車中及び自転車乗用中）死者数の構成率の推移（平成28年～令和7年）



注 警察庁資料による。

▶第2表 年齢層別・状態別にみた24時間死者数と30日死者数の比較（令和7年）

状態	死亡時間・日	24時間死者		30日死者		構成率の差 (a) - (b)
		人	(a) 構成率 (%)	人	(b) 構成率 (%)	
15歳以下	自動車乗車中	7	23.3	5	62.5	-39.2
	自動二輪車乗車中	2	6.7	0	0.0	6.7
	一般原付自転車乗車中	0	0.0	0	0.0	0.0
	自転車乗用中	8	26.7	2	25.0	1.7
	歩行中	13	43.3	1	12.5	30.8
	その他	0	0.0	0	0.0	0.0
	小計		30	100.0	8	100.0
16歳～24歳	自動車乗車中	56	28.1	9	39.1	-11.0
	自動二輪車乗車中	95	47.7	4	17.4	30.3
	一般原付自転車乗車中	19	9.5	2	8.7	0.9
	自転車乗用中	8	4.0	5	21.7	-17.7
	歩行中	21	10.6	3	13.0	-2.5
	その他	0	0.0	0	0.0	0.0
	小計		199	100.0	23	100.0
25歳～64歳	自動車乗車中	321	35.9	29	19.3	16.5
	自動二輪車乗車中	196	21.9	25	16.7	5.2
	一般原付自転車乗車中	53	5.9	9	6.0	-0.1
	自転車乗用中	90	10.1	41	27.3	-17.3
	歩行中	234	26.1	46	30.7	-4.5
	その他	1	0.1	0	0.0	0.1
	小計		895	100.0	150	100.0
65歳以上	自動車乗車中	485	34.1	87	24.1	10.0
	自動二輪車乗車中	49	3.4	7	1.9	1.5
	一般原付自転車乗車中	62	4.4	17	4.7	-0.4
	自転車乗用中	200	14.1	80	22.2	-8.1
	歩行中	622	43.7	169	46.8	-3.1
	その他	5	0.4	1	0.3	0.1
	小計		1,423	100.0	361	100.0
合計	自動車乗車中	869	34.1	130	24.0	10.1
	自動二輪車乗車中	342	13.4	36	6.6	6.8
	一般原付自転車乗車中	134	5.3	28	5.2	0.1
	自転車乗用中	306	12.0	128	23.6	-11.6
	歩行中	890	34.9	219	40.4	-5.5
	その他	6	0.2	1	0.2	0.1
	小計		2,547	100.0	542	100.0

注 1 警察庁資料による。

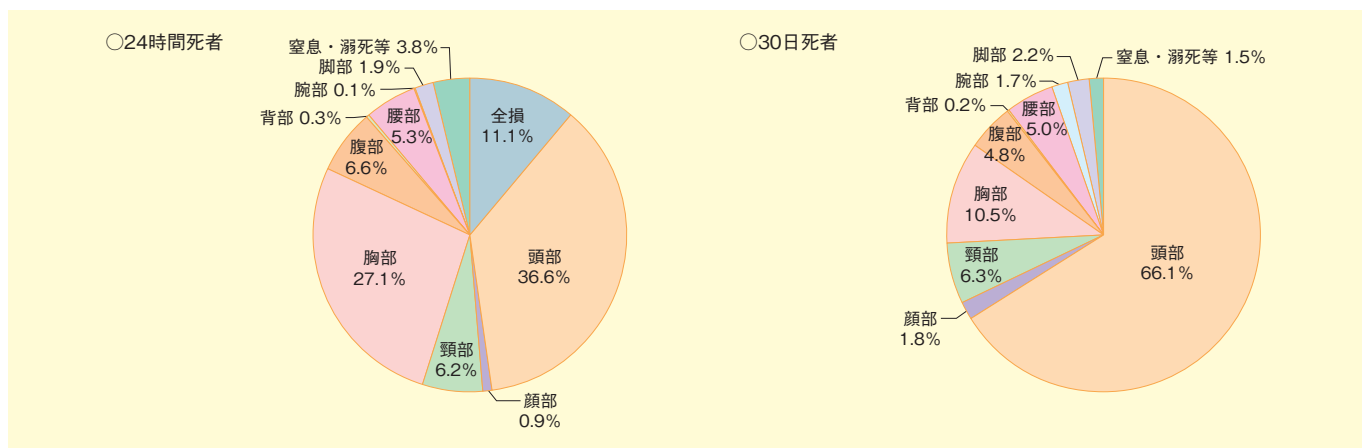
2 数値は、単位未満で四捨五入しているため、構成率及び構成率の差が一致しない場合がある。

### (3) 損傷主部位別の状況と特徴

令和7年の30日死者の損傷主部位別構成率についてみると、頭部の占める割合が24時間死者に比べより高い割合を示している。一方、胸部の占める割合は24時間死者に比べ低い割合を示している（第6図）。

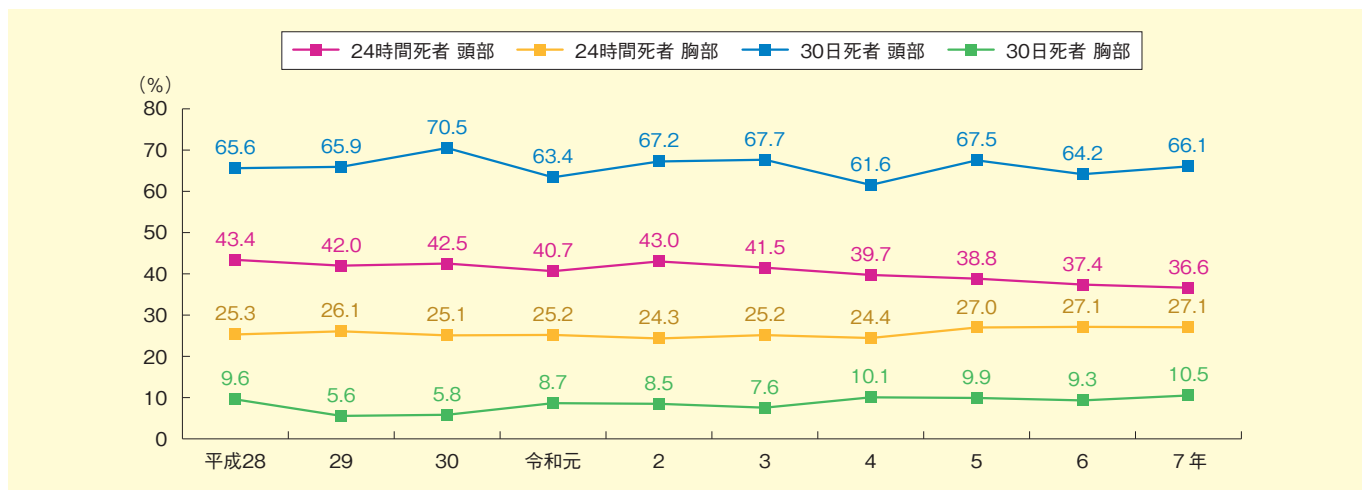
また、頭部及び胸部の死者数の構成率について、平成28年から令和7年の推移をみると、頭部については、24時間死者に比べ30日死者が一貫して高い割合を示し、胸部については24時間死者に比べ30日死者が一貫して低い割合を示している（第7図）。

▶ 第6図 損傷主部位別死者数の構成率（令和7年）



注 警察庁資料による。

▶ 第7図 損傷主部位別（頭部及び胸部）死者数の構成率の推移（平成28年～令和7年）



注 警察庁資料による。